

許可申請手続

■ 屋外広告物の許可申請

1. 自家用広告物の場合、自己敷地内にあるすべての広告物の合計表示面積が、許可地域で 10 m²、禁止地域で 5 m²を超えるとき、または設置数量が3基を超えるときは、すべて許可が必要となります。
2. 広告物を掲出する際の手続き
 - ① 許可申請書を市に提出
 - 〔新規〕 広告物の掲出前
 - 〔更新〕 許可期間の満了する日の 30 日前までただし、許可期間が 30 日以内のものは 10 日前まで
 - ② 市の審査
 - ③ 申請手数料の納付
 - ④ 許可（許可証の発行）

■ 許可申請（新規）に必要な書類

1. 屋外広告物許可等申請書（正・副各 1 通、別紙 1 通）
2. 添付書類（正・副各々に添付してください。副の添付書類はコピー可）
 - （1）付近見取図（住宅地図程度の縮尺のもの）
 - （2）掲出場所のカラー写真（3ヶ月以内にさつえいしたもの）
 - （3）広告物の仕様書、構造図（形状、面積、高さ、構造等が確認できる図面）
 - （4）広告物の模写図（色彩、意匠、表示面積を明らかにした図面）
 - （5）建物の立面図等（建築物との位置関係、壁面に対する広告物の表示割合を明らかにした図面）
 - （6）委任状（広告主が申請手続きを第三者に委任する場合）**<自己以外の者が所有し又は管理する土地・物件に掲出する場合>**
 - （7）道路・鉄道までの距離、他の広告物との相互間距離、信号機、踏切までの距離を明らかにした図面
 - （8）土地所有者の承諾書等

■ 更新申請に必要な書類（各 1 通）

1. 屋外広告物許可等申請書
2. 現況カラー写真
3. 屋外広告物自己点検結果報告書
4. 委任状（広告主が申請手続きを第三者に委任する場合）
5. 土地所有者の承諾書等（自己以外の者が所有し又は管理する土地・物件に掲出する場合）
6. 安全点検結果報告書（地盤面からの高さが 4m を超え、設置から 10 年以上経過したものは 1 基ごと）

■ 広告物の設置が完了した場合

1. 屋外広告物取付完了届・取付後のカラー写真（各 1 通）

■ 広告物を除却する場合、あるいは既に除却されている場合

1. 屋外広告物除却（滅失）届・除却後のカラー写真（各 1 通）

■ 許可手数料（抜粋）

○看板・広告板・広告塔

面積	単位	金額
5㎡未満	1枚又は 1基につき	1,000円
5㎡以上 10㎡未満		2,000円
10㎡以上 15㎡以下		3,000円
15㎡超えについては5㎡またはその端数ごとに1,000円を加算した額		

■ その他注意事項

① 広告物の安全性と管理義務

屋外広告物が、強風などにより倒壊、落下し、通行人に被害を与える事故が発生することがあります。また、破損や老朽化などにより見苦しくなり、景観を害するだけでなく、広告物の掲出そのものが悪い印象を与えることがあります。

掲出者や管理者においては、広告物を定期的に点検し、常時補修を行うなど必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保持しなければなりません。

② 除却の義務

許可期間の満了や許可が取り消された広告物については、掲出者が責任を持って除却してください。

③ 違反屋外広告物に対する措置

条例の規定に違反する広告物については、その掲出者や管理者に改修、移転、除却等の是正措置を求め、これに応じない場合には強制的に撤去することがあります。

なお、違反している「はり紙」、「はり札」、「立看板」については定期的に除却を行い、美しいまちなみや景観を保つための努力をしています。

③ 罰則

この条例に違反すると罰金を受けることがあります。

(1) 50万円以下の罰金

改修、移転、除却、その他必要な措置の命令に従わなかった者
屋外広告業の届出をしないで営業した者

(2) 30万円以下の罰金

禁止地域、禁止物件又は許可地域の規制に違反した者
許可を受けずに広告物の内容の変更等を行った者
屋外広告業の変更等の届出をせず、又は、虚偽の届出をした者

(3) 20万円以下の罰金

講習会修了者等の設置命令に従わなかった者
報告の求めにも応じず、もしくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、忌避した者

(4) 5万円以下の罰金

許可を受けた旨の表示をしなかった者
管理者等の届出をしなかった者